

## 公職選挙法施行令の一部を改正する政令案概要 (都道府県議会議員の選挙区設定の見直し)

- 公職選挙法の一部を改正する法律（都道府県議会議員の選挙区設定の見直し）の施行に伴い、公職選挙法施行令について、所要の改正を行う。

### ○ 改正の概要

- ・ 選挙区の設定・廃止・区域の変更及び各選挙区の定数の変更を行うことができる時期に係る規定の整備

条例で、都道府県議会議員の選挙区の設定・廃止・区域の変更や各選挙区の定数の変更ができるのは、原則として一般選挙を行う場合に限ることとする。

ただし、新たに市町村の区域の設定・廃止等があった場合（市町村合併、市制施行等）については、その時点で選挙区の設定・廃止・区域の変更や各選挙区の定数の変更を行うことができるることとする。

- ・ その他の改正

- ・ 都道府県議会議員の選挙区の単位が「郡市の区域」から「市町村の区域」に改められたこと等により、文言の整理等所要の規定の整備を行う。

### ○ 施行期日等

- ・ 施行期日：平成27年3月1日
- ・ 適用区分：施行日以後告示される都道府県議会議員の一般選挙から適用

○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）

新旧对照表

改 正 案		(都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例)	
		(都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例)	
第三条 法第十五条第一項から第四項までの規定により条例で選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するには、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。	の区域	一 新たに市町村の区域の設定があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域	二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域
三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域	四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域	五 法第十五条第五項の規定により市町村の区域となっていた区域がなくなつた場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域	六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域

法第十五条第四項の規定により新たに郡の区域の一部を郡の区域とみなし、若しくは従前郡の区域とみなしていた区域を郡の区域とみなさないこととし、又は従前郡の区域とみなしていた区域と異なる区域を郡の区域とみなすこととすることができるのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。ただし、他の都道府県の区域の全部を編入した場合における当該編入された区域については、この限りでない。

(都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数の変更)  
第四条 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、前条各号に掲げる場合に限り、変更することができる。ただし、前条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた選挙区に限る。前条第一号から第五号までに掲げる場合においては、この限りでない。

(都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数の変更)  
第五条 都道府県の議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数は、議員の任期中においても、新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合(法第十五条第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同条第五項の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている郡市の区域を郡市の区域とみなした場合若しくは郡市の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む以下この条及び次条第一項において同じ。)及び他の都道府県の区域の全部を編入した場合に限り、変更することができる。ただし、新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合においては、これと関係がある

(都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更)

第五条 第三条第一号から第五号までに掲げる場合において、都道府県の議会の議員の任期中新たに設定され、又はその配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに配当すべき都道府県の議会の議員は、当該新たに設定された選挙区の区域又は配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに属することとなつた区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。ただし、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数がその区域の配員数より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例) 第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される府県の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

3 前項の規定により告示された新たに設置される選挙区のうち郡市の区域を合わせて選挙する都道府県の議会の議員の選挙区又は各選挙区において選挙

(都道府県の議会の議員の所属選挙区の変更)

第六条 新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合において、都道府県の議会の議員の任期中新たに設定され、又はその配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに配当すべき都道府県の議会の議員は、当該新たに設定された選挙区の区域又は配当議員数が変更されることとなつた選挙区に新たに属することとなつた区域が従前属していた選挙区から選出した議員の中から都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。ただし、その区域内に住所を有する議員があるときは、その議員をもつてその区域から選出された議員とし、その区域内に住所を有する議員の数がその区域の配当議員数より多いときは、これらの議員の中からくじで定める。

(都道府県の設置をする場合における都道府県の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例) 第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下この条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

3 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の選挙区のうち郡市の区域を合わせて選挙する都道

すべき議員の定数は、当該都道府県の条例により設けられ、又は定められたものとみなす。

#### 4 略

##### (指定都市の議会の議員の選挙区の特例)

第六条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の一の区の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。

##### (指定都市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第七条 第四条及び第五条第一項の規定は、指定都市において、新たに区の設定又は廃止があつた場合（前条の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている区の区域を区の区域とみなした場合又は区の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む。）における議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数及びその選挙区に配当すべき議員について準用する。

（市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更）

第八条 市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第四条の規定にかかるず各選挙区において選挙すべき

て一選挙区を設けることとしたもの又は各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該都道府県の条例により設けられ、又は定められたものとみなす。

#### 4 略

##### (指定都市の議会の議員の選挙区の特例)

第六条の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の一の区の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における法第十五条第六項の規定の適用については、当該各区域を区の区域とみなすことができる。

##### (指定都市の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第七条 第五条及び第六条第一項の規定は、指定都市において、新たに区の設定又は廃止があつた場合（前条の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている区の区域を区の区域とみなした場合又は区の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む。）における議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の定数及びその選挙区に配当すべき議員について準用する。

（市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更）

第八条 市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかるず各選挙区において選挙すべき

議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村については関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

25 略

(特定国外派遣組織)  
第五十九条の五の三

法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行なう期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣と協議して指定するものとする。

議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村については関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

25 略

(特定国外派遣組織)  
第五十九条の五の三

法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行なう期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣と協議して指定するものとする。

一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号）第五条第二項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）

一 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法

三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法

律（平成四年法律第七十九号）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊

四 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）

年 法律第九十三号）第一条に規定する国際緊急援助隊

## （特定国外派遣隊員の不在者投票の特例） 第五十九条の五の四 略

次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合においては、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣され

律（平成四年法律第七十九号）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊

五 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等

## 第五十九条の五の四 略 （特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合においては、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣

されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

- 一 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律  
二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律  
三 國際緊急援助隊の派遣に関する法律

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)  
第一百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第一百九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日ににおいて当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至つた選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(得た数)を乗じて得た額と当該第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

衆議院小	第一欄	第一の指定都市	第二欄	四円	第三欄	千二百五十
------	-----	---------	-----	----	-----	-------

されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

- 一 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法  
二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法  
三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律  
四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律  
五 國際緊急援助隊の派遣に関する法律

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)  
第一百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第一百九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日ににおいて当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至つた選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(得た数)を乗じて得た額と当該第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

衆議院小	第一欄	第一の指定都市	第二欄	四円	第三欄	千二百五十
------	-----	---------	-----	----	-----	-------



選市市	選市市	選市市	選市市	選市市	選市市	選市市	選市市
部以外の区域の指定都市一市	部以外の区域の指定都市一市	の又はその一部域	の又はその一部域	の一部	部域の又は町村の一部	部域の又は町村の一部	部域の又はその一部域
四十三円	円百七十七	二十六円	八十一円	百九円	三十九円	八十六円	十六円
百八十万円	百六十万円	円四百四十万	円二百四十万	百九十萬円	円二百九十万	円二百七十万	円五百二十万

選市市	選市市	選市市	選市市	選市市	選市市	選市市	選市市
部以外の区域の指定都市一市	部以外の区域の指定都市一市	の又はその一部域	の又はその一部域	の一部	部域の又は町村の一部	部域の又は町村の一部	部域の又はその一部域
四十三円	円百七十七	二十六円	八十一円	百九円	三十九円	八十六円	十六円
百八十万円	百六十万円	円四百四十万	円二百四十万	百九十萬円	円二百九十万	円二百七十万	円五百二十万

(四)	(三)	(二)	(一)	選 町 村 長 の 選 舉
区域を除くほか、当該する場合	区域若しくはその一部の区域が含まれている場合	区域若しくはその一部の区域を除くほか、当該区域又は同一の郡の区域又は同一の市に掲げる場合	県の区域が含まれる場合	部の区域の一の町村の一の区域の選舉の員議の選舉
又はその一部の区域が域を除くほか、当該する場合	区域若しくはその一部の区域が含まれている場合	区域若しくはその一部の区域を除くほか、当該区域又は同一の郡の区域又は同一の市に掲げる場合	当該区域に一の都道府県の区域が含まれる場合	七百四十円
又はその一部の区域が域を除くほか、当該する場合	区域若しくはその一部の区域が含まれている場合	区域若しくはその一部の区域を除くほか、当該区域又は同一の郡の区域又は同一の市に掲げる場合	当該区域に一の都道府県の区域が含まれる場合	七百四十円

35 略

含まれている場合

(衆議院小選挙区選出議員の再選挙に関する法第十三  
章の規定等の特例)

第百三十二条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙の一  
部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げ  
る事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる  
区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところ  
による。

法第 百四 十二 条第 一 項の 通常 葉書 の数	法第 百四 十二 条第 二 項の 通常 葉書 の数	法第 百四 十二 条第 一 項の 自動車 及び 拡声 機の 数	法第 百四 十一 条第 二 項の 自動車 及び 拡声 機の 数	法第 百三 十一 条第 一 項第一 号の 選挙 事務 所の 数	事項		再選 挙の 行わ れる 区域
					域 又は その 一部 の区 域	一の 市の 区	
一万三千枚	二千二百枚	四千五百枚	自動車一隻及び拡声機一そろい	一箇所	域 又は その 一部 の区 域	一の 市の 区	再選挙の行われる区域
千八百枚	六百枚	六百枚	自動車一隻及び拡声機一そろい	一箇所	域 又は その 一部 の区 域	一の 町村 の区	再選挙の行われる区域

35 略

含まれている場合

(衆議院小選挙区選出議員の再選挙に関する法第十三  
章の規定等の特例)

第百三十二条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙の一  
部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げ  
る事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる  
区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところ  
による。

法第 百四 十二 条第 一 項の 通常 葉書 の数	法第 百四 十二 条第 二 項の 通常 葉書 の数	法第 百四 十二 条第 一 項の 自動車 及び 拡声 機の 数	法第 百四 十一 条第 二 項の 自動車 及び 拡声 機の 数	法第 百三 十一 条第 一 項第一 号の 選挙 事務 所の 数	事項		再選 挙の 行わ れる 区域
					域 又は その 一部 の区 域	一の 郡の 区 域若 しくは 一の 市 の区 域	
一万三千枚	二千二百枚	四千五百枚	自動車一隻及び拡声機一そろい	一箇所	域 又は その 一部 の区 域	一の 郡の 区 域若 しくは 一の 市 の区 域	再選挙の行われる区域
千八百枚	六百枚	六百枚	自動車一隻及び拡声機一そろい	一箇所	域 又は その 一部 の区 域	一の 町村 の区	再選挙の行われる区域

項第一号又は第二項のビラの数	法第一百四十四条第一項第一号のポスターの員数	法第一百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数	法第一百九十七条の二第一号のポスターの員数
九人	四百枚		
五人	百五十枚		

2  
10

(衆議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)

第一百三十二条の三 衆議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項

区定はの一 域都一区の 市域の指又県	再選挙の行 われる区域
区の域の都一の 一又市市以外指 部はのそ区定	
部はの一 のそ区の 区の域町 域一又村	

2  
10

(衆議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)

第一百三十二条の三 衆議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項

区定はの一 域都一区の 市域の指又県	再選挙の行 われる区域
部は域の都一区の のそ若市市以外指 部はのそ区定はの 区の域一く区	
部はの一 のそ区の 区の域町 域一又村	

事項	再選挙の行われる区域	(参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)	法第百四十四条第一項第二号のポスターの数	法第百四十一一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の台数	法第百四十一一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の台数	事務所の数
の道一 の区域 府の県都	五百枚	一び そろ い	船台 一隻及 一隻	自動車 一隻及 一隻	船舶 一隻及 一隻	一箇所
の定一 の区域 都の市指	二百枚	一び そろ い	船台 一隻及 一隻	自動車 一隻及 一隻	船舶 一隻及 一隻	一箇所
域部そ域市以定一 のの又の外都のの区一は区の市指	四十枚	一び そろ い	船台 一隻及 一隻	自動車 一隻及 一隻	船舶 一隻及 一隻	一箇所
のの又の一 区一は区の 域部そ域町						

事項	再選挙の行われる区域	(参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定の特例)	法第百四十四条第一項第二号のポスターの数	法第百四十一一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の台数	法第百四十一一条第三項の自動車又は船舶及び拡声機の台数	事務所の数
の道一 の区域 府の県都	五百枚	一び そろ い	船台 一隻及 一隻	自動車 一隻及 一隻	船舶 一隻及 一隻	一箇所
の定一 の区域 都の市指	二百枚	一び そろ い	船台 一隻及 一隻	自動車 一隻及 一隻	船舶 一隻及 一隻	一箇所
は若の外都の又の一 そし区の市指は区の のく域市以定一域郡	四十枚	一び そろ い	船台 一隻及 一隻	自動車 一隻及 一隻	船舶 一隻及 一隻	一箇所
域部そ域村一 のの又の区一は区町						

の号条法 数の第第 二一百 の項四 ビ第十 ラ一二	葉号条法 書の第第 の二一百 数の項四 通第十二 常一二	声は号条法 機船の第第 の舶自一百 数及動項四 び車第十 拡又二一	所号条法 の第第 一百數選 举項三 事第十一 務三
分数お選議区院の道当 のにけ挙員選選参府該 七十るにの出挙議県都	数お選議区院の道当 け挙員選選参府該 るにの出挙議県都	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
三万枚	一万枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
千枚万三	百四枚千五	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
枚千八百	六百枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所

の号条法 数の第第 二一百 の項四 ビ第十 ラ一二	葉号条法 書の第第 の二一百 数の項四 通第十二 常一二	声は号条法 機船の第第 の舶自一百 数及動項四 び車第十 拡又二一	所号条法 の第第 一百數選 举項三 事第十一 務三
分数お選議区院の道当 のにけ挙員選選参府該 七十るにの出挙議県都	数お選議区院の道当 け挙員選選参府該 るにの出挙議県都	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
三万枚	一万枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
千枚万三	百四枚千五	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所
枚千八百	六百枚	ろ機び一は一自 い一拡隻船台動 そ声及舶又車	一箇所

員数がを受ける者のと支給項	七百九二の第十九の支給項	四十三の第三百五号の第六標	四百六十の第三百五号の第六標	四百六十の第三百五号の第六標	四百六十の第三百五号の第六標
五十人	一	一	一	一	一
人三十四	一	一	一	一	三千枚
九人	一	一	一	一	八百枚
五人	一	一	一	一	枚百五十

員がをの条法 数で受報の第 きけ酬二百 るの第九 者こ支二十 のと給項七	の第三条法 數三の第 号五百 の第六 標三十四 旗項四		タ号 ーの二 条第 一百四 の項 ボ第 十四 ス二四	
五十人	一	数示タるにの出議県都た行お直 場丨ボお選議区院の道當わい近 の掲スケ議員選選參府該れてに		数てを 得乗 たじ
人三十四	一			三千枚
九人	一			八百枚
五人	一			枚百五十

事項	法第百三十九条第一項の通常葉書の数	法第二項の報酬の支給を受けることの員数	法第二項のビラの数	法第一百四十二条第一項第二号又は第三号の数	法第一百三十九条第一項第四号の選挙の事務所の数	法第一百三十九条第一項第四号の選挙の事務所の数	域の指定の区	域の指定の市	域の指定の都	再選挙の行われる区域
が 能 力 を 有 す る 者 の 員 数	三十四人	三万枚	一万枚	一箇所	一箇所	域の指定の区	域の指定の市	域の指定の都	域の指定の区	再選挙の行われる区域
が 能 力 を 有 す る 者 の 員 数	九人	一枚一万三千	一枚四千五百	一箇所	一箇所	域の一部の区	域の一部の市	域の一部の都	域の外の区	再選挙の行われる区域
が 能 力 を 有 す る 者 の 員 数	五人	千八百枚	六百枚	一箇所	一箇所	部の区域	部の区域	部の区域	部の区域	再選挙の行われる区域

（関する法第十三章の規定等の特例）

第一百三十二条の四 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

												事項		
												再選挙の行われる区域		
												一の指定都市の区		
												一の区域又は		
が で き る 者 の 員 数	支 給 を 受 け る こ と	法 第 百 九 十 七 条 の	法 第 百 四 十 二 条 第 三 号 の ビ ラ の 数	法 第 百 四 十 二 条 第 一 項 第 二 号 又 は 第 一 項 第 二 号 又 は 第 三 号 の 通 常 葉 書 の 数	法 第 百 四 十 二 条 第 一 項 第 二 号 又 は 第 三 号 の 通 常 葉 書 の 数	法 第 百 三 十 一 条 第 一 項 第 四 号 の 選 挙 事 務 所 の 数	法 第 百 三 十 一 条 第 一 箇 所					域	一の指定都市の区	
三 十四 人		三 万 枚		一 万 枚		一 箇 所						一の区域又は	一の郡の区域	
九 人		枚 一 万 三 千	枚	四 千 五 百		一 箇 所	部 は 域 の 区 域 一 く	部 は 域 の 市 の 区 域 一 く	部 は 域 の 市 の 区 域 一 く	部 は 域 の 市 の 区 域 一 く	一 の 指 定 都 市 以 外	一の区域又は	一の郡の区域	
五 人		千 八 百 枚		六 百 枚		一 箇 所						部 は 域 の 区 域 一 く	一の区域又は	一の町村の区域

関する法第十三章の規定等の特例)  
第一百三十二条の四 参議院選挙区選出議員又は都道府県  
知事の選挙の一部無効による再選挙においては、次の  
表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再  
選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄  
に定めるところによる。

(都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第一百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の行われる区域	一の市の区域 又はその一部の区域	二千二百枚	法第百四十二条第 一項第四号の通常 葉書の数	法第百四十四条第 一項第三号のポス ターの数	法第百九十七条の 二第二項の報酬の 支給を受けること ができる者の員数
五人	四百枚	又はその一部の区域	二千二百枚	法第百四十二条第 一項第四号の通常 葉書の数	法第百四十四条第 一項第三号のポス ターの数	法第百九十七条の 二第二項の報酬の 支給を受けること ができる者の員数
四人	百五十枚	又はその一部の区域	六百枚	法第百四十二条第 一項第四号の通常 葉書の数	法第百四十四条第 一項第三号のポス ターの数	法第百九十七条の 二第二項の報酬の 支給を受けること ができる者の員数

2 略

(都道府県の議会の議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)

第一百三十二条の五 都道府県の議会の議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

事項	再選挙の行われる区域	一の市の一部の区域	二千二百枚	法第百四十二条第 一項第四号の通常 葉書の数	法第百四十四条第 一項第三号のポス ターの数	法第十五条第二項又は第三項の規定により二以上の郡又は市の区域（同条第四項又は第五項の規定により郡又は市の区域とみなされた区域を含む。以下この項において同じ。）を合わせて一の選挙区を設けた場合は市の区域として行われるときは、同項の規定
五人	四百枚	又はその一部の区域	二千二百枚	法第百四十二条第 一項第四号の通常 葉書の数	法第百四十四条第 一項第三号のポス ターの数	法第十五条第二項又は第三項の規定により二以上の郡又は市の区域（同条第四項又は第五項の規定により郡又は市の区域とみなされた区域を含む。以下この項において同じ。）を合わせて一の選挙区を設けた場合は市の区域として行われるときは、同項の規定
四人	百五十枚	又はその一部の区域	六百枚	法第百四十二条第 一項第四号の通常 葉書の数	法第百四十四条第 一項第三号のポス ターの数	法第十五条第二項又は第三項の規定により二以上の郡又は市の区域（同条第四項又は第五項の規定により郡又は市の区域とみなされた区域を含む。以下この項において同じ。）を合わせて一の選挙区を設けた場合は市の区域として行われるときは、同項の規定

2 略

(四)	(三)	(二)	(一)	(二)以上の区域を区域として行われる再選挙の特例 第百三十二条の九 上の都道府県、指定都市、郡、指定都市以外の市若しくはその一部又は町村若しくはその一部の区域を区域として行われる場合は、次の表の上欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、第百三十二条の二から第百三十二条の六までの規定を適用する。 一部の区域とみなす。
合を除くほか、当該区域に掲げる場合	(一)から(三)までに掲げる場合 の郡の区域が含まれてい る場合	除くほか、当該区域に一 に掲げる場合を る場合	か、当該区域に一の指定 都市の区域が含ま れてい	当該区域に一の都道府県 の区域（衆議院比例代表 選出議員の選挙において は、一の府県の区域）がて 含まれている場合
外の市の指定都市以	一の郡の区域	一の郡の区域	一の指定都市の 区域	一の都道府県の 区域（衆議院比例代表 選出議員の選挙において は、一の府県の区域）

<p>(指定都市に関する法の規定の特例)</p> <p>第一百四十二条の二 指定都市においては、法第十一条第三項(住所に関する部分を除く。)、第五十五条の二第二項、第七十条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項(住所移転者に関する部分を除く。)、第二十二条から第二十六条まで、第二十八条の二から第三十条までの区域に関する部分を除く。</p> <p>第一項、第二项、第三項及び第四项、第二十二条から第二十六条まで、第二十八条の二から第三十条までの区域に関する部分を除く。</p>	<p>2 • 3 略</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(六)</th> <th style="text-align: center;">(五)</th> <th style="text-align: center;">(四)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(-)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合</td> <td style="text-align: center;">(-)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合</td> <td style="text-align: center;">(-)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれていている場合</td> <td style="text-align: center;">の指定都市以外の市の区域能が含まれている場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一の町村の一部</td> <td style="text-align: center;">一の町村の区域</td> <td style="text-align: center;">一の町村の区域</td> <td style="text-align: center;">一の指定都市以外の市の一部の区域</td> </tr> </tbody> </table>	(六)	(五)	(四)		(-)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれていている場合	の指定都市以外の市の区域能が含まれている場合	一の町村の一部	一の町村の区域	一の町村の区域	一の指定都市以外の市の一部の区域
(六)	(五)	(四)												
(-)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(三)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれていている場合	の指定都市以外の市の区域能が含まれている場合											
一の町村の一部	一の町村の区域	一の町村の区域	一の指定都市以外の市の一部の区域											

<p>(指定都市に関する法の規定の特例)</p> <p>第一百四十二条の二 指定都市においては、法第十一条第三項(住所に関する部分を除く。)、第五十五条の二第二項、第七十条から第十九条まで及び第五項、第十五条第一項から第三項まで、第二十条第二項、第二十一条第一項(住所移転者に関する部分を除く。)、第二十二条から第二十六条まで、第二十八条の二から第三十条までの区域に関する部分を除く。</p> <p>第一項、第二项、第三項及び第四项、第二十二条から第二十六条まで、第二十八条の二から第三十条までの区域に関する部分を除く。</p>	<p>2 • 3 略</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(七)</th> <th style="text-align: center;">(六)</th> <th style="text-align: center;">(五)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(-)から(六)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合</td> <td style="text-align: center;">(-)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合</td> <td style="text-align: center;">(-)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれていている場合</td> <td style="text-align: center;">の指定都市以外の市の区域能が含まれている場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一の町村の一部</td> <td style="text-align: center;">一の町村の区域</td> <td style="text-align: center;">一の町村の区域</td> <td style="text-align: center;">一の指定都市以外の市の一部の区域</td> </tr> </tbody> </table>	(七)	(六)	(五)		(-)から(六)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれていている場合	の指定都市以外の市の区域能が含まれている場合	一の町村の一部	一の町村の区域	一の町村の区域	一の指定都市以外の市の一部の区域
(七)	(六)	(五)												
(-)から(六)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(五)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれている場合	(-)から(四)までに掲げる場合を除くほか、当該区域が含まれていている場合	の指定都市以外の市の区域能が含まれている場合											
一の町村の一部	一の町村の区域	一の町村の区域	一の指定都市以外の市の一部の区域											

(指定都市に対するこの政令の適用)  
第一百四十二条の三 指定都市においては、第二条、第三  
一条、第二十三条の二、第五十条、第五十六条、第一百十  
二条の二及び第一百三十二条の二、第一百四十二条の二及  
び第一百四十二条の二

2 略

び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条の二第一項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第一百三十条第二項、第一百四十四条の二第一項から第五項まで、第一百六十三条、第一百七十条、第一百七十五条、第二百七十条第一項ただし書並びに第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六十条第一項及び第二项、第一百三十四条第一項、第一百七十一条、第一百七十五条、第二百七十条、第一百七十五条、第二百七十条第一項ただし書並びに第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六十条第一項及び第二项、第一百三十四条第一項、第一百四十一条、第二百六十一条の二及びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市に選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条の規定については、区は市に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

(指定都市の区に対するこの政令の適用)  
第一百四十二条の三 指定都市においては、第二条、第三  
一条、第二十三条の二、第五十条、第五十六条、第一百十  
二条の二及び第一百三十二条の二、第一百四十二条の二及  
び第一百三十二条の二

2 略

三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条の二第一項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十条第一項から第六十四条まで、第七十一条、第一百三十条第二項、第一百四十四条の二第一項から第五項まで、第一百六十三条、第一百七十条、第一百七十五条、第二百七十条第一項ただし書並びに第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六十条第一項及び第二项、第一百三十四条第一項、第一百四十一条、第二百六十一条の二及びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市に選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条の規定については、区は市に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

別表第一（第九十条関係）

四十四条の規定中市に関する規定並びに第一百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）、第一百三十二条の三から第一百三十二条の四まで並びに第一百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）の規定中指定都市以外の市に関する規定は、道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2 指定都市においては、第九十二条、第一百十九条第二項、第一百二十一条及び第一百二十五条の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

3 指定都市に対し第一百三十二条の五の規定を適用する場合における市の区域並びに指定都市に対し第一百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）並びに第一百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

第一百四十三条 削除

別表第二（第九十条関係）

2 指定都市においては、第九十二条、第一百十九条第二項、第一百二十一条及び第一百二十五条の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区の選挙管理委員会に適用する。

（郡に関する規定の適用の特例）

第一百四十三条 第三条から第六条まで、第一百二十七条の二、第一百三十二条の二から第一百三十二条の五まで及び第一百三十二条の九に規定する郡は、都においては支庁の所管区域を含み、道においては、支庁の所管区域とする。

公正取引委員会委員長及び委員  
中央選挙管理委員会委員  
国家公安委員会委員  
特定個人情報保護委員会委員長及び委員  
公害等調整委員会委員長及び委員  
公安審査委員会委員長及び委員  
中央労働委員会委員  
運輸安全委員会委員長及び委員  
原子力規制委員会委員長及び委員  
衆議院議員選挙区画定審議会委員  
教育委員会委員  
選挙管理委員会委員  
監査委員  
人事委員会委員  
公平委員会委員  
地方公共団体の公安委員会委員  
都道府県労働委員会委員  
農業委員会委員  
収用委員会委員  
漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。）  
内水面漁場管理委員会委員  
固定資産評価審査委員会委員

公正取引委員会委員長及び委員  
中央選挙管理委員会委員  
国家公安委員会委員  
特定個人情報保護委員会委員長及び委員  
公害等調整委員会委員長及び委員  
公安審査委員会委員長及び委員  
中央労働委員会委員  
運輸安全委員会委員長及び委員  
衆議院議員選挙区画定審議会委員  
教育委員会委員  
選挙管理委員会委員  
監査委員  
人事委員会委員  
公平委員会委員  
地方公共団体の公安委員会委員  
都道府県労働委員会委員  
農業委員会委員  
収用委員会委員  
漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。）  
内水面漁場管理委員会委員  
固定資産評価審査委員会委員



五条の二から第一百二十六条までの規定を除く。) (選挙運動)、第十三章(市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例)、第一百三十二条(再選挙の期日の告示)、第一百三十二条の十(選挙の一部無効に関する通知)、第一百四十二条の二(不在者投票の時間にによることができる行為)、第一百四十二条の三(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)及び第一百四十五条(選挙人名簿等の様式)の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中にあつても、指定都市にあつては前条において準用する第四条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十条の二第二項の規定によりその区域を分けて二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても、「」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と同令第十九条第一項中「選挙人名簿(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類(以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。)。次項及び第三項並びに第一百三十一条第二項において同じ。)」とあるのは

五条の二から第一百二十六条までの規定を除く。) (選合等の選挙の執行の特例)、第百三十二条(再選挙の期日の告示)、第一百三十二条の十(選挙の一部無効に関する通知)、第一百四十二条の二(不在者投票の時間にすることができる行為)、第一百四十二条の三(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)及び第一百四十五条(選挙人名簿等の様式)の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十条の二第二項の規定によりその区域を分けた二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても、「と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と同令第十九条第一項中「選挙人名簿(法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類(以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。)。次項及び第三項並びに第一百三十二条第二項において同じ。)」とあるのは



くは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。)とあるのは「抄本」と、同令第五十条第一項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十六条第三項(同令第五十七条第三項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。)中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九条の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同条第六項及び同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第八十九条第一項中「地方自治法第九十二条の二」とあるのは「地方自治法第一百八十条の五第六項」と、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号」と、同条第五項中「法第四十六条の二第一項の投票用紙、法第八十六条の四第十一項の告示、法第一百四十九条第四項の新聞広告、法第一百五十条第三項の政見放送、法第一百五十二条第一項若しくは第三項の経歴放送、法第一百六十七条第一項(法第一百七十二条の二の規定により条例で定める場合を含む。)の選挙公報並びに法第一百七十五条第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第十一項の告示」と、同令第一百十九条第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない」とあるのは「その使用を許可しなければならない」と、同令第一百三十

くは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。)」とあるのは「抄本」び第五十八条第三項において準用する場合を含む。)中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九条の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第六項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」と、同令第八十九条第一項中「地方自治法第九十二条の二」とあるのは「地方自治法第百八十条の五第六項」と、同条第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号口」と、同条第五項中「法第四十六条の二第一項の投票用紙、法第八十六条の四第十一項の告示、法第百四十九条第四項の新聞広告、法第百五十条第三項の政見放送、法第一百五十五条第一項若しくは第三項の経歴放送、法第一百六十七条第一項(法第一百七十二条の二の規定により条例で定める場合を含む。)の選挙公報並びに法第一百七十五条第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第十一項の告示」と、同令第一百十九条第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない」と、同令第一百三十一条第一項中「関係区域

一条第一項中「関係区域が二以上の都道府県又は市町にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以上の都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項及び同令第百四十五条中「総務省令」と読み替えるものとする。あるのは「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令」とする。

が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以上の都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるとときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と同令第百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」とする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）

改 正 案	現 行
（従前の選挙区による場合又は一選挙区を設けた場合における合併市町村の人口の告示）	（従前の選挙区による場合又は一選挙区を設けた場合における合併市町村の人口の告示）
第三十九条 略	第三十九条 略

2 法第二十一条第一項の規定により合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域を合わせて都道府県の議会の議員の選挙区が設けられた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合には、都道府県知事は、当該市町村の区域が従前属していたそれぞれ選挙区の区域ごとに告示しなければならない。

2 法第二十一条第一項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて都道府県の議会の議員の選挙区が設けられた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合には、都道府県知事は、当該市町村の区域が従前属していたそれぞれの郡市の区域ごとの人口を前項の規定に準じて算定し、その区域ごとに告示しなければならない。